平成十九年政令第二百九十七号

律施行令 地域公共交通の活性化及び再生に関する法

制定する。 及び第三十条第四項の規定に基づき、この政令を る法律(平成十九年法律第五十九号)第九条第四 内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関す (同条第七項において準用する場合を含む。)

計画等の認定の申請 (軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施

提出しなければならない。 えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に 請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添 係るものに限る。)を受けようとする者は、申 便増進実施計画又は新地域旅客運送事業計画に 画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利 軌道事業の特許を要する軌道運送高度化実施計 る場合を含む。) 又は第三十条第三項の認定 七条の十五第二項(同条第七項において準用す 第十項において準用する場合を含む。)、第二十 る場合を含む。)、第二十七条の七第三項(同条 法律第九条第三項(同条第八項において準用す1一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する (軌道法(大正十年法律第七十六号) 第三条の

のみにある場合においては、当該指定都市の四条において「指定都市」という。)の区域内 ればならない。 長。以下この条において同じ。)に提出しなけ 条の十九第一項の指定都市(以下この項及び第 区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法書類及び図面を都道府県知事(当該都道府県の か、申請書の副本並びに国土交通省令で定める (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二 前項に規定する者は、同項に定めるもののほ

する都道府県知事とする。 であるときは、当該軌道の起点の所在地を管轄する地が二以上の都道府県の区域にわたるもの 前項に規定する都道府県知事は、軌道を敷設

当該都道府県知事に送付しなければならない。 当該申請書の副本並びに書類及び図面の写しを 事が管轄する区域にわたるものであるときは、 において、軌道を敷設する地が他の都道府県知 の副本並びに書類及び図面の提出を受けた場合 (道路管理者の意見の聴取) 都道府県知事は、第二項の規定による申請書

提出を受けたときは、遅滞なく、 地方運輸局長は、前条第一項の申請書の 期限を指定し

> 理者の意見を聴かなければならない。 て、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管

2 の意見を提出しようとするときは、道路管理者 ならない。 である地方公共団体の議会の議決を経なければ

(申請書の送付)

第三条 地方運輸局長は、前条第一項の意見の提 出があったとき、又は同項の期限が到来したと 交通省令で定める事項を記載した書類を添え きは、遅滞なく、第一条第一項の申請書に国土 (事務の区分) て、国土交通大臣に送付しなければならない。

第四条 第一条第二項及び第四項の規定により都 道府県又は指定都市が処理することとされてい 定する第一号法定受託事務とする。 る事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規

附

に関する法律の施行の日(平成十九年十月 日)から施行する。 この政令は、地域公共交通の活性化及び再生

五六号) 附 則 (平成二六年一一月六日政令第1

(平成二十六年十一月二十日) から施行する。 に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 この政令は、地域公共交通の活性化及び再生

二 号) 附 則 (令和二年一一月一一日政令第三

改正する法律の施行の日(令和二年十一月二十 交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を の確保に資する取組を推進するための地域公共 七日)から施行する。 この政令は、持続可能な運送サービスの提供

号) 附 則 抄 (令和四年三月二五日政令第八四

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 令和四年四月一日から施行

六号) 附 則 (令和五年七月二一日政令第二四

日 に関する法律等の一部を改正する法律の施行の この政令は、地域公共交通の活性化及び再生 (令和五年十月一日) から施行する。

道路管理者である地方公共団体の長は、前項